

# 高齢者の投票機会の確保に関する現状

## 投票所等で投票

### (1) 投票所等へのアクセスを支援【運用での対応】

#### ① 期日前投票所の増設、設置場所の工夫

(例) 商業施設や病院等への設置、大型自動車を活用した移動期日前投票所など

#### ② 過疎地等での期日前投票所の集会所などへの巡回設置

※投票所は少なくとも5日前に、期日前投票所は選挙の公示・告示の日に、告示することが必要

#### ③ 投票所等への移動支援の実施 ※執行経費基準法改正により、財源措置を明記

(例) 巡回バス運行、無料乗車券、タクシー券配布など

【実績】H28参における移動支援等の実施状況

- ・移動支援実施団体 215団体 (221事業) (参考) H25参 122団体 (135事業)
- ・移動期日前投票所実施団体 1団体 (島根県浜田市)

## 自宅以外の施設で投票

### (2) 入院、入所中の施設における不在者投票 (公選法49条1項)

- 都道府県選管が指定する病院、老人ホーム等に入院、入所中の選挙人は、その施設において、不在者投票が可能 ※老人ホームでのショートステイ時の投票は可能
  - 不在者投票管理者・投票立会人の立会いの下、投票 ※第三者立会いの努力義務規定あり
- 【対象施設】

・一定規模以上の施設で都道府県選管が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設など

【実績】国政選挙における指定施設における不在者投票利用者数

H25参 405,476人 (指定施設 21,404箇所) ※H28参は調査中

H26衆 423,154人 (指定施設 22,078箇所)

## 自宅で投票

### (3) 自宅における郵便投票 (公選法49条2項)

- 歩行困難、外出困難の障害者、要介護5の要介護者は、郵便投票が可能  
※自ら投票の記載ができない者については、届け出た者に代理記載をさせることが可能
- 郵便投票証明書を予め受けておく必要がある

【対象者】

①障害の程度が重い身体障害者、戦傷病者 <対象者数 約165万人(注) (H27.3末) >

〔両下肢、体幹、移動機能の障害 障害程度等級1級～2級  
内臓機能の障害 障害程度等級1級～3級 など〕

(注) 厚生労働省の統計処理上、一部対象外の者が含まれている。

②介護保険の要介護5の者 <対象者数 約61万人 (H28.6末) >

【実績】国政選挙における郵便投票利用者数 ( (小) 選挙区)

H25参 26,910人 H26衆 22,907人 H28参 23,817人

# 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

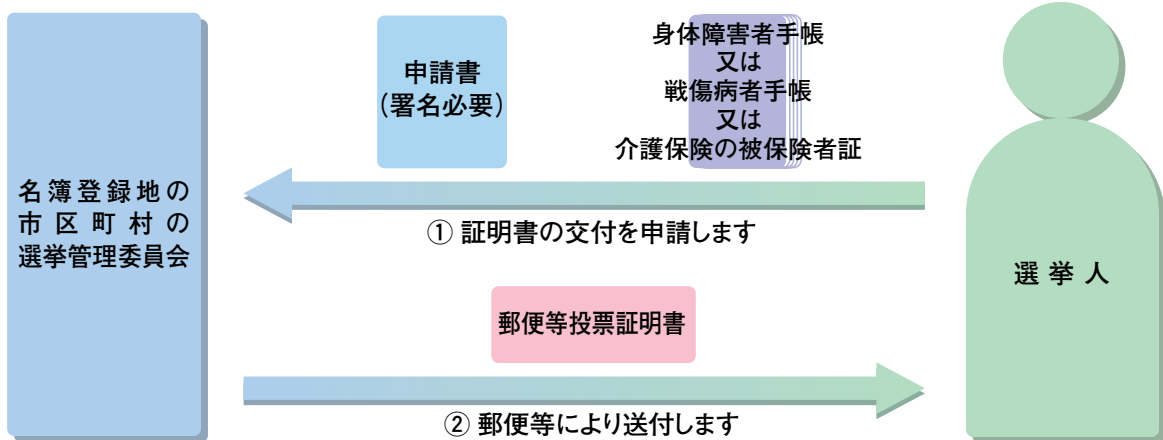
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	「要介護5」	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

# 郵便等による不在者投票の手続

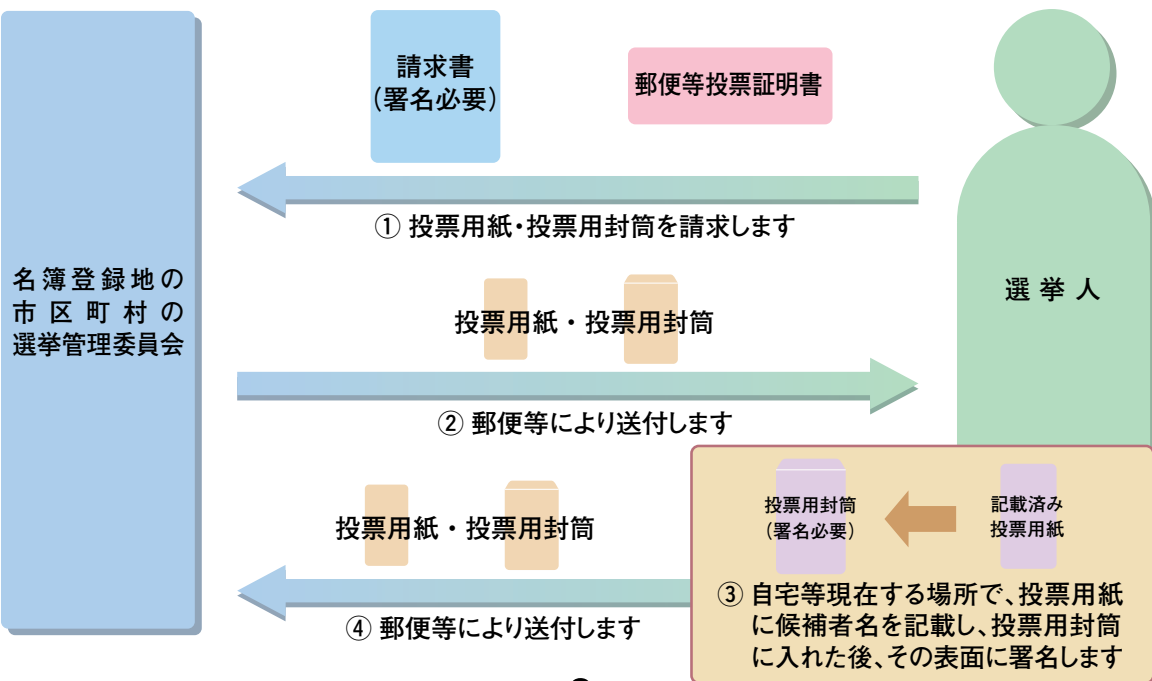
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

## 1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



## 2 投票手続



# 郵便等による不在者投票制度の経緯及び対象者の考え方

## 1 公職選挙法制定以前

昭和22年の制定時の地方自治法では、地方選挙について、「従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り」投票ができない選挙人は命令の定める方法で投票できるものとする不在者投票の規定を設け、地方自治法施行令では、不在者投票の主体を①「投票区の区域外で仕事に従事する者」、②「やむを得ない事情で選挙日当日に投票区の区域外にいる者」及び③「疾病・負傷・妊娠・不具・産褥のため歩行が著しく困難な者」とし、そのうち②・③に該当する選挙人に在宅投票を認め、自宅からの郵便投票を可能とした。

また、昭和23年に衆議院議員選挙法の一部改正が行われ、衆議院議員選挙法施行令により、「疾病・負傷・妊娠若しくは産褥にあるため歩行著しく困難なる者」に在宅投票が認められた。

## 2 昭和25年 公職選挙法制定時

在宅投票も不在者投票の一形態として認められていた。(昭和22年地方自治法・同法施行令及び昭和23年衆議院議員選挙法及び同法施行令から引き継ぐ)

### <当時の仕組み>

- ① 一定の重度身体障害者に限らず、疾病等のために歩行が著しく困難であることについての医師等の証明書が提出されれば可能であった。
- ② 投票用紙の請求については、本人以外に同居の親族が請求することができ、投票の記載についても、身体の故障によって自書できない場合は、代理記載も可能(選挙管理委員会への届出など一切の手続不要)であった。
- ③ 投票用紙の送付については、郵送によらず、同居の親族が提出することも可能であった。

## 3 昭和26年4月統一地方選挙における問題

在宅投票制度において、病気と偽っての在宅投票や、同居の親族ではない第三者が本人の知らない間に請求を行ったり、本人の知らない間に第三者が勝手に記載したこと等により当選者全員の当選が無効となった例もあるなど、数多くの選挙犯罪や選挙争訟が発生するに至った。

(争訟件数1,025件、うち不在者投票に係るもの241件(24%))

→ 昭和27年 在宅投票制度を廃止

#### 4 昭和49年の郵便投票制度の創設

昭和27年の在宅投票制度廃止後、事実上選挙権の行使が困難となった在宅重度身体障害者等を中心に復活を望む声が次第に高まり、国会等においても議論がされたことから、政府提案により、身体障害者手帳に一定以上の重度障害者であると記載されている者等への対象者の限定、郵便投票証明書の活用、投票用紙の本人への直接送付、自書主義及び署名等の不正防止手段を講じ、再び制度化された。

##### <対象者の考え方> (『選挙』昭和49年8月号)

今回の郵便による不在者投票制度の対象者は、以上のような観点から、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者であって政令で定める程度の身体の障害を有するものとした。この政令の制定は今後の問題であるが、政府は国会審議の過程において、この範囲については、歩行困難な者という観点からたとえば下肢・体幹の障害にあっては一級又は二級に該当するような重度の障害を有するものを考えており、その該当者は厚生省の調査によれば全国でおよそ10万人程度と推定されると説明している。

制度立案の過程においては、広く一時的歩行困難者やいわゆる寝たきり老人等を含めて慎重に検討したのであるが、(1) 傷病等による一時的歩行困難者を対象とすれば、その認定は医師等によらざるをえないが、一時的歩行困難についての明確な基準がないことや過去の経緯にかんがみ、選挙の公正の確保に自信が持てないこと、(2) 長期的歩行困難者には大別して重度の身体障害者と寝たきり老人等があるが、寝たきり老人等については、現在制度上統一的基準はなく、また実態も必ずしも把握されていない状況では、公正な認定が期せられないこと等を考慮し、選挙の公正を確保するためには、身体障害者手帳等専門的機関によって判定され公的に証明されたものによって対象者を認定することが適当であると判断したわけである(もちろん寝たきり老人等の中でも身体障害者手帳の交付を受けている者や受けられる者は対象となりうるわけである。)。

#### 5 平成15年の郵便投票制度の改正

A L S患者に対する東京地裁判決(郵便等投票に代理記載を認めていなかった制度を違憲とするもの)を契機に、難病者等の投票機会の拡大を図ることが急務との問題意識の下、与党選挙制度改革協議会において協議が行われ、その後、与野党で協議が行われた結果、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提案により改正が行われた。

##### <改正内容>

郵便等による不在者投票をすることができる者として、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者で被保険者証に要介護5として記載されている者を加えるとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で自ら投票の記載をすることができないものとして上肢・視覚に一定以上の障害のある者は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人をして投票に関する記載をさせることができるものとされた。

## <対象者の考え方> (『選挙時報』平成16年2月号)

- 郵便等投票の対象者については、昭和四十九年の郵便投票の創設時において、過去在宅投票の事由に該当するかどうかの証明の段階で多くの不正が発生した経緯を踏まえ、身体の障害の程度が専門的機関によって慎重に判定され、公的に証明されたものによって対象者を定めることが適当と判断されたところである。したがって、郵便等投票の対象者を拡大する場合も、その身体の障害の程度が公的に証明されたものであることが必要であり、近年、増加傾向にえる寝たきり老人についても、そのような観点から、何らかの公的な制度が活用できないか検討が行われてきたところである。
- 介護保険の要介護認定の基準は、介護のために必要な時間数に応じて区分が設けられている。一方、選挙権の行使に関して郵便等投票の対象となるか否かの判定は、投票所に向くことが物理的に可能かどうかという観点のものであるため、一般的に介護保険の要介護状態を郵便等投票の対象者の認定等にそれを活用することには慎重な検討が必要であるとされてきたところである。
- しかしながら、介護保険制度が導入され、3年間の経過し、実際に要介護認定を受けた要介護者の寝たきり度を詳細に検討してみると、生活自立と表現されるランクJの者は、要介護3までの者には存在するものの、要介護4以上の者には存在せず、更に、準寝たきりと表現されるランクAの者は要介護4でも10%存在するのに対し、要介護5に至ってはわずか1%しか存在しない。要介護認定等基準時間が最も高い要介護5の者を寝たきり度で分類すれば、99%が寝たきりと表現されるランクB及びCに分類され、ランクAに分類される1%の者も全て寝たきりの度合いが高いランクA2に位置付けられているものである。そうすると、要介護の認定基準は、確かに介護のために必要な時間数に応じた区分に過ぎないが、認定の実態を見ると、少なくとも要介護5の者については、典型的に物理的に投票所まで行くことができない者と判断することが可能とも考えられる。

※ 要介護度については参考1、日常生活自立度（旧寝たきり度）については参考2

- 改正法の規定ぶりについては、改正前の法第49条第2項の身体障害者等の規定ぶりに準じて、政令委任されたところであるが、最初に述べたとおり、郵便等投票の対象者である「選挙人で身体に重度の障害があるもの」の定義規定の中に従来の身体障害者又は戦傷病者に加え「介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるもの」が規定されている。これは、郵便等投票の対象者については、物理的に投票所まで行くことができない者＝選挙人で身体に重度の障害があるものを対象とするこれまでの考え方は変更せず、あくまでも、そのような者の範囲内で新たな対象者を拡大していこうという考え方に基づくものである。

**参考1** 要介護度の基準について

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）

要介護1	要介護認定等基準時間が <u>32分以上50分未満</u> である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護2	要介護認定等基準時間が <u>50分以上70分未満</u> である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が <u>70分以上90分未満</u> である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が <u>90分以上110分未満</u> である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が <u>110分以上</u> である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

**参考2** 日常生活自立度の目安について（出典：厚生労働省）

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

## 郵便等投票の対象となる障害の程度等を有する者

(単位:人)

身体障害者 (18歳以上)	1,647,115
戦傷病者 (心臓、じん臓等の障害は第4項症を含む)	244
要介護者(要介護5)	606,257
計	2,253,616

[参考]要介護者(要介護4)	754,672
[参考]要介護者(要介護3)	819,422
[参考]要介護者(要介護2)	1,089,301
[参考]要介護者(要介護1)	1,231,854

※身体障害者及び戦傷病者については平成27年3月末現在、要介護者については平成28年6月末現在。

※「平成26年度 福祉行政報告例」及び「介護保険事業状況報告(暫定)平成28年6月分」参照。

## 郵便等投票による投票実績

(単位:人)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
比例代表	26,745	26,991	23,054	23,817
選挙区	26,531	26,910	22,907	23,747

## 郵便等投票証明書の交付状況

(単位:件)

	平成24年衆	平成25年参	平成26年衆	平成28年参 ※速報値
	38,965	40,008	33,980	33,735

※選挙期日当日において、有効期限内のもの件数。

## 郵便等投票に関するこれまでの議論

### ○投票環境の向上方策等に関する研究会報告（要旨）（平成 28 年 9 月）

#### 4. 今後の投票環境の向上に向けて

とりわけ、様々な要因により、投票所に行きにくくなったり、投票しづらくなったりする高齢者の投票機会をいかに確保するかは、投票に行きたくても行けないという高齢者自身の声もあり、重要な課題である。

この点については、投票所の設置時間や場所等を高齢者が投票しやすいように柔軟に対応できる期日前投票の活用や、投票所への移動支援の実施、さらには、大型の自動車を期日前投票所等として活用する移動投票所など、地域における創意工夫を行うことで投票機会の確保を図ることは可能であるが、投票所に行けない者のために、郵便等投票の対象者を拡大するなど、制度的な前提を整備するための検討も今後は進めていく必要がある。



## 参照条文

### 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

- 2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。
- 3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。
- 4～9 （略）

## 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

（身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの）

第五十九条の二 法第四十九条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては一級若しくは二級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては一級若しくは三級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては一級から三級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第五十九条の三の二第一項第一号及び第四百四十七条第一項第三号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者については、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第三項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者については、同法第十二条第三項の被保険者証に要介護状態区分が要介護五である者として記載されている者

（郵便等投票証明書）

- 第五十九条の三 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名（点字によるものを除く。第五十九条の三の三第二項、第五十九条の四第一項及び第二項、第五十九条の五、第五十九条の五の二、第六十五条の十一第一項並びに第六十五条の十二第一項において同じ。）をした文書をもつて、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当する旨の証明書（以下「郵便等投票証明書」という。）の交付を申請することができる。
- 2 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、前項の規定による申請を次条第二項の規定による申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項の文書に署名をすることを要しない。

- 3 第一項の文書には、次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ、当該各号に定める文書を添えなければならない。
- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は前条第一号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
  - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は前条第二号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面
  - 三 介護保険法第七条第三項に規定する要介護者 同法第十二条第三項の被保険者証
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者に対して、郵便等投票証明書を郵便等をもって交付しなければならない。
- 5 郵便等投票証明書の交付を受けた者は、法第四十九条第二項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合には、直ちに当該郵便等投票証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、郵便等投票証明書の有効期間その他郵便等投票証明書に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載の申請等)

第五十九条の三の二 法第四十九条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者であつて、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令第九条第一項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した者
  - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症までである者として記載されている者又は上肢若しくは視覚の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令第五条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明した者
- 2 法第四十九条第三項に規定する選挙人は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、文書をもって、同項に規定する選挙人に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

- 3 前項の文書には、郵便等投票証明書及び次の各号に掲げる選挙人の区分に応じ当該各号に定める文書を添えなければならない。
  - 一 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳又は第一項第一号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
  - 二 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者 同法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳又は第一項第二号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面
- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、当該申請をした者の郵便等投票証明書に同項に規定する選挙人に該当する旨の記載をしなければならない。
- 5 前項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人は、同項に規定する選挙人に該当しなくなつた場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出て、当該郵便等投票証明書に当該該当しなくなつた旨の記載を受けなければならない。
- 6 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前二項の規定による記載をした場合においては、第二項の規定による申請をした者又は前項の規定による届出をした者に対して、当該郵便等投票証明書を郵便等をもつて送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人(第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。)は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。
- 3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票の方法）

第五十九条の五 前条第四項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次条において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が属する投票区の投票所（当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所）を閉じる時刻までに第六十条第二項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。